



感新企第 406 号
福指第 443 号
令和 4 年 12 月 23 日

高齢者施設・事業所 管理者 様
障害者施設・事業所 管理者 様

静岡県感染症対策担当部長

現下の新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた協力について（要請）

このことについて、静岡県感染症対策担当部長の通知が発出されましたので、

日頃、本県の健康福祉行政の推進について、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和 4 年 10 月中旬以降、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の増加傾向が続いており、12 月 23 日時点で、**直近 1 週間の新規感染者の合計が約 3 万人**となっております。

また、新規感染者の増加に伴い、新型コロナ患者の入院病床もひっ迫し、**県全体の病床占有率は 68.2%**となっており、このほかに、**コロナ患者受入病院以外の病院に 200 人が入院**しています。

加えて、冬季の通常医療の需要の高まりなどから、コロナ病床の更なる確保も限定的であり、**新型コロナ患者の入院については、原則、中等症以上の方を対象とせざるを得ない状況**となっております。

こうした状況を踏まえ、県では、12 月 23 日に県の感染レベルをレベル 3（医療負荷増大期）に引き上げるとともに「**医療ひっ迫警報**」を発令したところです。

高齢者又は障害者関連の施設・事業所の皆様におかれましては、これまでも施設内の感染防止対策の実施、施設内で感染者が生じた場合の施設内療養、従事者の定期検査、施設入所者や従事者へのワクチン接種などに御協力いただいているところですが、現下の感染状況を踏まえ、中等症以上の患者や基礎疾患・合併症の重い新型コロナ患者の入院治療のための病床を確保するため、下記の事項について、改めて御協力をお願いします。

記

1 施設内療養の継続

現下の感染状況・オミクロン株の特性等を踏まえ、高齢者施設等において感染者

が発生した場合で、当該感染者が無症状又は軽症の場合には、原則として、当該施設での療養をお願いします。

なお、県といたしましても、施設内の感染拡大が懸念される場合等においては、必要に応じ、FICT（ふじのくに感染症専門医協働チーム）及びDMAT（災害派遣医療チーム）を派遣し、施設の感染拡大防止対策等について専門的助言を行うとともに、CWAT（クラスター福祉施設支援チーム）を派遣し事業継続を支援するなど、施設での療養継続への支援を行います。

おって、別添写しのとおり、一般社団法人静岡県医師会会長あて、施設等の嘱託医・協力医等の診療によって施設での療養が継続できるよう、改めて協力要請を行っている旨申し添えます。

2 入院患者の症状軽快後の早期受入

新型コロナウイルス感染症の症状悪化等により、施設の入所者が入院して加療を受けて入院の必要のないレベルに回復した場合には、自施設で速やかに受け入れて下さい。

3 従事者に対する定期検査の実施

従事者の感染を早期発見することで、施設内の感染拡大を最小限に抑えるため、11月下旬から、従事者に対して週2回の定期的な検査の実施をお願いしておりますが、引き続き検査実施をお願いします。

なお、新型コロナウイルス抗原定性検査キットは、定期検査に御協力いただける施設・事業所には配布済みです。新たに定期検査に御協力いただける場合、以下のホームページから申込みいただければ、検査キットを配布しますので、検査実施をお願いします。

定期検査申込専用ページ：<https://forms.gle/4NuPWJC1Uy4TGPz89>

4 ワクチン接種

施設入所者の新型コロナワクチン及びインフルエンザワクチンの接種に御協力をお願いします。

担当(電話) : 新型コロナ対策企画課 (054-221-2459)

福祉指導課 (054-221-2409, 3256)